

栃木市北部健康福祉センター（仮称） 基 本 構 想

（概略版）

— 目 次 —

序章 基本構想策定の背景・目的	1
第1章 基本方針の策定	2
第2章 整備機能及び規模	4
第3章 施設の建設予定地及び施設配置	5
(1) 建設予定地及び施設配置	5
(2) アクセス・交通動線	6
第4章 整備方法及び運営体制	7
第5章 事業費等	8
(1) 概算工事費	8
(2) 財源	8
(3) 維持管理費	8
第6章 今後の事業スケジュール	9
第7章 北部地域の活性化方策	10
第8章 整備に当たっての課題	11
(1) 既存類似施設の統廃合等	11
(2) 施設の管理運営に関する検討	11
(3) 福祉避難所としての利用	11

平成28年3月
栃 木 市

序章 基本構想策定の背景・目的

本市では、保健福祉センターや老人福祉センターなどといった健康福祉施設を各地域に設置し、それぞれの施設の特徴を生かしながら、保健福祉の向上、健康の増進及び福利厚生を図っているところです。

そのような中、北部（都賀・西方）地域では、折からの健康に対する意識の高まりを受け、また、施設が小規模であったり老朽化していることもあり、北部地域における新たな健康福祉施設の整備が求められてきました。

そこで、市では、地域の保健福祉の向上や健康増進等を図るため、市民の意見を聴きながら、西方総合支所近接の市有地において民間事業者が掘削した温泉と連携しつつ、栃木市北部健康福祉センター（仮称）を整備することといたしました。

この基本構想は、北部健康福祉センター（仮称）整備にあたって、今後の設計及び施工の前提となる基本方針や、施設への導入機能及び規模、施設の位置及び配置、これらを具現化するための整備手法、概算工事費及び事業スケジュールを検討するとともに、北部健康福祉センター（仮称）設置による地域の振興策を明らかにすることを目的としています。

第1章 基本方針の策定

上位関連計画への位置づけ、市内類似施設の状況、人口の動向、今後の公共施設の統廃合の方向性を踏まえ、北部健康福祉センター（仮称）の施設整備の基本方針を次のとおり定めるものとします。

基本方針Ⅰ 乳幼児から高齢者まで地域住民の健康と福祉を支える拠点施設

地域住民の健康と福祉を支えることは、地域の活性化の基盤です。

そこで、誰もがいつまでもいきいきと健康に暮らせるよう、都賀保健センター及び西方保健センターの機能を引き継ぎ、主に北部地域の方を対象とする各種健康診査や健康相談を実施するとともに、市民の方を対象に生活習慣病予防や介護予防事業などを実施する健康と福祉の拠点施設として整備します。

また、障がい者、高齢者、子育て世帯なども含めた地域住民やボランティア等の活動や交流の拠点、憩いの場となる施設として整備します。

基本方針Ⅱ 施設周辺の地域資源との連携を図り、地域の魅力を向上させる施設

緑豊かな里山に抱かれた北部地域は、東武日光線や国道が走り、既存の都賀 IC に加えてスマート IC の整備構想もあるなど交通利便性が高く、市の北の玄関口として高いポテンシャルを有しています。

そこで、北部健康福祉センター（仮称）整備に当たっては、観光情報発信基地である道の駅や民間事業者が掘削した温泉などとの連携を図り、北部地域の魅力をより向上させる施設となるよう努めていきます。

基本方針Ⅲ 利用する全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に 立った施設

北部健康福祉センター（仮称）は乳幼児から高齢者、また、障がいのある方や妊産婦など様々な人たちが利用する施設となります。また、災害時には、福祉避難所としても利用していくこととなります。

このため、ユニバーサルデザインの考えに基づき、効率的な施設内の配置や分かりやすい案内標識の設置、施設内の円滑な移動への配慮などを行うとともに、プライバシーにも配慮し、誰もが利用しやすい施設として整備します。

基本方針Ⅳ 既存施設の統廃合や整備後の維持管理コストの縮減にも配慮 した次世代に過度の負担を残さない施設

北部地域には、保健センターや老人憩いの家など、合併前に整備された施設が複数ありますが、いずれも老朽化が著しく、利用に不便をきたしているとともに、施設の修繕など維持管理経費がかさんでいます。

このため、北部健康福祉センター（仮称）を整備するに当たっては、北部地域の既存類似施設の統廃合に努めるものとします。

また、本市の厳しい財政状況を踏まえ、整備後の維持管理経費を縮減するため、省エネルギー性能に優れた設備機器の使用を推進します。

第2章 整備機能及び規模

番号	機能	概要	施設名称（仮称）	活用方法	規模の想定
1	保健機能	都賀保健センター及び西方保健センターの機能を引き継ぎ、新施設においても、保健師等による健康相談や保健指導、医療機関と連携した各種検診を行うなど、従前と同様の保健機能を導入します。	集団検診室	各種検診のために利用します。（講堂としても利用）	250㎡程度
			検診準備室		15㎡程度
			検査室		10㎡程度
			診察室（複数）		45㎡程度（15㎡×3室程度）
			健康相談室	親子や成人に対する各種健康相談や保健指導、健康教育事業を行います。	20㎡程度
			調理実習室	親子や成人に対する栄養指導、調理サークル活動や調理教室に利用します。	80㎡程度
			集団指導室	親子や成人に対する各種保健指導、健康教育事業を行います。	（集団検診室兼用）
2	健康増進機能	介護予防、健康寿命の延伸に資する、健康増進機能を導入します。 ただし、北部地域において民間温泉入浴施設が整備される場合、ゆうゆうプラザや遊楽々館にあるような大規模な入浴施設やサウナは導入しないものとします。 温泉を活用した歩行用プール、トレーニング室、浴室など、あくまでも健康増進や介護予防に主眼を置いた設備を導入します。	歩行用プール	健康増進や介護予防などの場として利用します。	500㎡程度
			浴室	利用者の疲労回復やリラクゼーションの場として利用します。	
			トレーニング室	トレーニング機器等を設置し、健康増進や介護予防などの場として利用します。	150㎡程度
3	地域福祉機能	障がい者、高齢者、子育て世帯なども含めた幅広い層の地域住民やボランティア等の交流・活動の拠点、憩いの場、親子や児童の遊び場、多世代交流の場となる機能を導入します。	教養娯楽室	主に高齢者の趣味や教養の場として利用します。	100㎡程度
			多世代交流室	主に親子や児童の遊び場、多世代交流の場として利用します。	300㎡程度
			会議室（複数）	各種会議や研修、ボランティアグループの活動の場として利用します。	200㎡程度（150㎡・50㎡）
4	管理機能	施設管理を行う機能を導入します。	事務室	施設の管理を行います。	50㎡程度

第3章 施設の建設予定地及び施設配置

(1) 建設予定地及び施設配置

西方総合所敷地内における北部健康福祉センター（仮称）の建設予定地は西方総合支所敷地内とし、施設配置は、現西方総合支所北側とします。

また、建物は2階建てとし、1階部分に保健機能、健康増進機能及び管理機能を、2階部分に地域福祉機能を主に配置します。



(2) アクセス・交通動線

北部健康福祉センター(仮称)の整備に当たっては、自動車を利用する方だけでなく、自動車が利用できない方のアクセスにも配慮する必要があります。

自動車利用に関しては、北部地域内の各所から国道 293 号線を経由し、「道の駅にしかた」の北西交差点から市道 N2012 号線、市道 N3160 号線に入り、北部健康福祉センター(仮称)に至るルートが主要なものとなります。

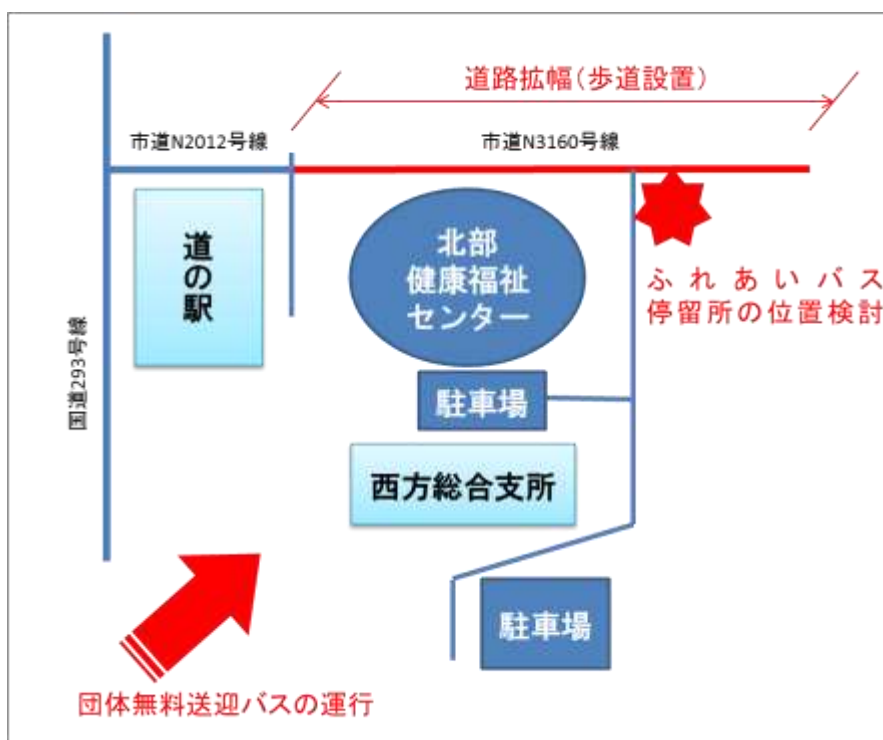
このうち、市道 N2012 号線には歩道が設置されていますが、その延長にある N3160 号線については歩道が未整備となっていることから、安全で円滑な通行を確保するため、道路拡幅(歩道設置)を実施する必要があります。

自動車を利用できない方のアクセス方法としては、交通弱者の方々の「日常生活の足」を確保するために市が運行している「ふれあいバス」及び「蔵タク」の利用が主なものとなります。

現在、北部地域内を走っているふれあいバスの真名子線及び金崎線は、いずれも西方総合支所を経由していますが、停留所が市道 N3160 号線沿いにあることから、北部健康福祉センター(仮称)の供用開始時においては、利用の状況をみながら停留所位置の調整を検討する必要があります。

さらに、北部健康福祉センター(仮称)の利用促進を図るため、既存の老人福祉センターや健康福祉センター同様に指定の場所からセンターまでの団体無料送迎を実施するものとします。

交通アクセス等概念図



第4章 整備方法及び運営体制

施設の整備手法、整備後の管理運営の方法としては、一般に、公共が建設し、管理運営する「公設公営型」、公共が施設等を建設所有し、指定管理などで民間に管理を委託する「公設民営型」、民間が施設等を建設・所有し、当該施設を公共が借り受け管理運営を行政が行う「民設公営型」、民間に施設等の設計・建設・管理・運営を一体的に委ねる「民設民営型」などが考えられます。

北部健康福祉センター（仮称）については、既存の健康福祉センター・老人福祉センターの整備や管理運営においてノウハウが蓄積されていること、また、民設公営や民設民営よりも供用開始までの期間を縮減できることから、既存施設同様に、市が施設を整備した後、指定管理者制度により民間の創意工夫のもと施設の管理運営をしていく、「公設民営型」を採用するものとします。

（参考）指定管理者を導入している類似施設

名称	指定管理者	指定期間
大平健康福祉センター	いすゞビルメンテナンス（株）	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日
岩舟健康福祉センター	宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌ・エス・リンク共同事業体	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日 (平成 33 年 3 月 31 日)
渡良瀬の里	(株) メディカルフィットネスとちの木	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
老人福祉センター長寿園	(社福) 栃木市社会福祉協議会	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日
老人福祉センター泉寿園	(社福) 栃木市社会福祉協議会	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日
老人福祉センター福寿園	(社福) 栃木市社会福祉協議会	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日
西方ふれあいプラザ	(社福) 栃木市社会福祉協議会	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日

第5章 事業費等

(1) 概算工事費

北部健康福祉センター（仮称）の建設にかかる概算工事費については、東京オリンピックを前にして建築需要が高まっていることから、外構整備費なども含め、基本設計・実施設計の中で具体的な検討を行うものとします。

また、建設にあたっては、イニシャルコストのみならず、ランニングコストについても十分に考慮し、低コストで高品質な施設整備を目指すものとします。

(2) 財源

建設等の事業に係る財源は、地方債が主になりますが、施設周辺の整備と併せて国庫補助金等の導入を目指すものとします。

(3) 維持管理費

本施設は、温泉を活用した歩行用プールが大きな特色の一つとなりますが、プールの仕様や温泉水の利用量（利用料金）が維持管理費に影響してきます。

このため、今後、歩行用プールの仕様を検討するとともに、温泉所有の民間事業者と温泉水の利用料金について協議を進める中で、管理運営費について詳細に検討していくこととします。

なお、既存の大平健康福祉センター及び岩舟健康福祉センターの指定管理者に対する管理運営委託料（平成 27 年度予算額）は、それぞれ 73,291 千円、53,814 千円となっています。

第6章 今後の事業スケジュール

平成28年度から現地測量等に着手し、基本設計・実施設計を進めていきます。
また、既存の車庫等の移築及び造成工事を実施していきます。

そして、平成30年度から建築工事に着手し、外構整備、開館準備を行った後、
平成31年度末の開館を予定しています。

年度 項目	平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
調査・測量		現地測量 地質調査														
設計			基本設計		実施設計											
既存建物 移築・解体					既存建物 移築・解体											
造成工事							造成工事									
建築工事									業者 選定	施工・監理						
外構工事														外構 工事		
開館準備・開館															開館 準備	開館

(関連事業)

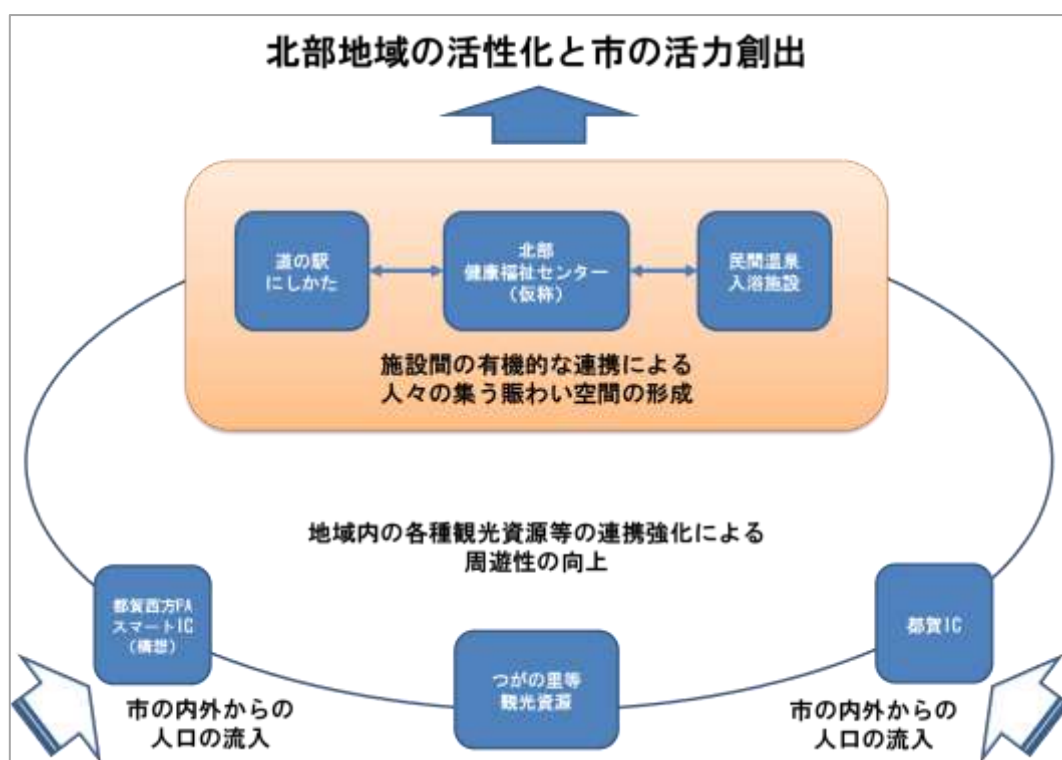
- ・ N3160 号線道路改良事業
 - 平成28年度 調査測量・道路詳細設計
 - 平成29年度 用地取得
 - 平成30年度 道路改良工事

第7章 北部地域の活性化方策

北部健康福祉センター（仮称）の近辺には、「道の駅にしかた」や民間事業者が整備を予定している「温泉を活用した大規模な入浴施設」があります。センター周辺を人々が集い賑わう空間とするため、北部健康福祉センター（仮称）とこれらの施設との有機的な連携を図るとともに、民間活力による宅地開発を促進していきます。

さらに、北部地域には、重要な観光資源でもある「つがの里」や「大柿地区、真名子地区の自然豊かな里山」があり、また、既存の都賀 IC に加えて都賀西方 PA へのスマート IC 整備構想もあります。

そこで、これらの観光資源や広域交通結節点との連携を強化することにより市内外から北部地域への人の流れを作るとともに周遊性を向上させ、北部地域の活性化、ひいては市の活力創出へとつなげていきます。



「道の駅にしかた」公式マスコット
キラちゃん



「つがの里」

第8章 整備に当たっての課題

（１）既存類似施設の統廃合等

市では「公共施設のあり方ガイドライン」に基づき、公共施設の総量を縮減していきます。

北部健康福祉センター（仮称）の整備に当たっても、施設整備の基本方針において「北部地域の既存類似施設の統廃合に努める」こととしており、今後、利用者の意見や利用状況等を考慮しながら、健康福祉関連施設の統廃合を具体的に検討する必要があります。

また、西方総合支所敷地内には、総合支所、公民館等も立地していることから、北部健康福祉センター（仮称）整備後に、敷地内の有効な土地利用を検討していく必要があります。

（２）施設の管理運営に関する検討

「乳幼児から高齢者まで地域住民の健康と福祉を支える拠点施設」とするため、保健機能、健康増進機能及び地域福祉機能を導入していきますが、それぞれの機能が十分に発揮された施設とするためには、ハード面の整備のみならず、整備後の管理運営などソフト面の充実が必要不可欠です。

このため、健康づくりや高齢者の生きがいづくり、子育て支援等に関わる部署が横断的に協働しながら、また、民間医療機関等とも連携しながら、施設の利活用について検討していく必要があります。

（３）福祉避難所としての利用

福祉避難所とは、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対してケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所で、市町村が指定するものです。

北部健康福祉センター（仮称）は「利用する全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立った施設」として整備し、災害時には、福祉避難所としての活用も想定していますが、そのためには、資器材の備蓄、開設・運営のシミュレーションなど、事前の準備を整えておく必要があります。

平成 28 年 3 月
栃木市
保健福祉部社会福祉課
福祉政策担当
☎0282-21-2201



栃木市マスコットキャラクター
とち介